

令和3年6月22日

提言原案への修正意見

内閣府子供の貧困対策に関する有識者会議構成員
日本大学文理学部
教授 末富 芳

これまでの議論をバランスよく丁寧に取り入れて原案を作成頂いたことに座長・座長代理、事務局の方々の多大なるご尽力に感謝申し上げます。その上で、下記の点について、若干の修正意見を申し述べます。

記

【P31 進学率の地域格差、P32 進学率の男女格差について】

都道府県別の過年度卒業者等も含む大学進学率について、首位の東京（73%）と最下位の岩手、宮崎、鹿児島（38%）との間で著しい差（令和元年学校基本調査）があります。

東京都と徳島県を除く45道府県で男性の方が女性よりも高く、山梨県（14.3ポイント）、北海道（11.4ポイント）、埼玉県（11.4ポイント）、千葉県（8.9ポイント）のように依然大きな差がある県もあります。（令和元年学校基本調査）。

本項目のタイトルは「現状と施策の基本的な方向性」となっています。大学進学率の地域格差や男女格差は教育の機会均等の理念の下、「実質的公平性の追求」に取り組む際に、ベンチマークとなるもっとも重要な指標です。だからこそ戦後、学校基本調査によってデータが蓄積・公表されてきました。項目名に「現状」と銘打つ以上、現状データの記述は不可欠と考えますのでし、是非提言案に盛り込んで頂きたいと思えます。

【P34 受験料、受検料への助成制度への言及】

民間団体の調査によれば、受験準備費用や初年次の学納金等が捻出できず、大学受験そのものを諦めてしまう経済困窮層の存在も明らかになっています。この点、原案においては一定の記述がなされていますが、更に充実させるべきと考えます。特に、「高校生のための学びの基礎診断の費用負担や公的補助の実態、県の高校奨学金事業や自治体独自の支援制度の実態を調査する必要がある」旨の記載については、大変重要な一歩であると考えますが、これらの実態調査の結果も踏まえて、国や都道府県における助成制度も検討していくべきと考えます。

【P34 学生納付金の猶予・減免等の実態把握結果の公表】

「入学時の学生納付金の負担が困難な学生等に対しては、納付時期の猶予、分納、免除及び減額等の配慮を要請し、各大学の取組の実態を定期的に把握すべき」という文言がありますが、この情報は進路選択をする上でも極めて重要な情報ですので、把握した結果を受験生が進路選択に活用できるよう一覧可能な形で公表すべき旨も明確に記載すべきと考えます。

【P33-34 英語以外の資格・検定試験における受検料の減免】

「新たに設ける協議体において、英語資格・検定試験の検定料の減免を要請する」旨の記載がありますが、今回の実態調査の結果、大学入学者選抜で広く活用されていることが明らかになった英語以外の資格・検定試験（実態調査 P101 によれば少なくとも 21 以上の資格・検定試験が活用されています）の実施団体に対しても、低所得層向けに受検料を低減させる仕組の導入を国から要請する必要がある旨、提言に盛り込むべきと考えます。

【P32~34 多様な学生の受け入れの配慮例の追加】

本検討会議において「形式的公平性」のみならず「実質的公平性の追求」が大学入試の原則の一部として合意されたこと、そして本提言に盛り込まれようとしていることは極めて重要な意義を持ちます。このことを踏まえ、大学入学者選抜実施要項「基本方針」における配慮の対象を明示的に広げ、「各大学は、年齢、性別や性的指向・性自認、障がいの有無、国籍、家庭環境、居住地域等に関して多様な背景を持った学生の受け入れに配慮する」と明記すべきと考えます。具体的な文言は大学入学者選抜協議会においてお決めになることと存じますが、方向性は本検討会議の提言に盛り込むべきと考えます。

【P34 合理的配慮の実態把握の充実】

以下のように案文を修正してはどうかと考えます。

「…このため、障害のある学生等への支援について好事例の収集・提供を行っている日本学生支援機構において実態調査を行い、合理的配慮に関わる受験生等の過重な負担の見直しや先行事例の普及を促進する観点から、各大学の取組状況を可視化するとともに、参考になる考え方や事例を示していくことが考えられるべきである」

【P42 各大学の入試情報の公表】

前回会議までの意見発表において、英国政府では、大学入学者の性別・エスニシティ、出身地域や障害を持つ受験生の受け入れ状況等に関し、調査と情報開示を実施していることをご紹介した上で、他の先進国の例に学びつつ日本政府としても本格的に取り組む必要がある旨指摘してまいりました。このような観点に立った時、P42の「入試情報の公表」の記述は「実質的公平性の追求」の観点がやや弱いため、以下のように修文してはどうかと考えます。

- このため国は、合否判定の方法や基準、試験問題、解答・解答例や出題の意図（あらかじめ問題を蓄積して活用し、複数回実施を可能とするため試験問題を非公開とする場合を除く。）、受験者数・合格者数・入学者数や、学部ごとの男女別入学者数などの属性別の内訳、障害のある学生への合理的な配慮の提供状況、多様な背景を持つ学生の受入れの状況や関連の支援制度を始め、志願者の大学選択に関わる大学入学者選抜に関する様々な情報の適切な公表を各大学に求め、一定のものは省令上の情報公表の対象とすべきである。また、各大学における情報公表の状況は第5章で述べる実態調査の対象とすべきである。
- ~~また、国は、低所得世帯の学生、障害のある学生、外国にルーツを持つ学生を含む日本語指導が必要な学生など、多様な背景を持つ学生の受入れのために、どのような支援制度を提供しているかについて、各大学における情報提供を促すべきである。~~

【P. 42 インセンティブについて】

記述式の出題や総合的な英語力の育成・評価のみならず、多様な背景を持つ学生の受け入れについてもインセンティブの対象として記載頂いたことに感謝申し上げますとともに、是非これらの記述を維持して頂きたいと思えます。他方、このことはあくまでも積極的かつ着実に取り組む大学への支援であり、取組を実施しない大学に対する懲罰的な色彩を持たせるべきでないと考えます。

【推薦入試等の是非について】

「実質的公平性の追求」の観点からは、学校推薦入試（特に系列校入試やスポーツ推薦入試等）や、一部に残っているいわゆる子女推薦入試の是非についても議論が行われるべきと考えます。本検討会議に残された時間は少ないため、新たな論点を議論する時間がないことは重々承知しておりますが、少なくとも各大学のIRにおいては、入学後に必要な学修者の能力・適性の把握（原則①）等の観点からこれらの入試形態の妥当性についてしっかりと分析し公表すべきこと、文部科学省が主導性を発揮し、実質的公平性の観点（原則②）から、こうした選抜方法の妥当性や将来的な方向性について大学入学者選抜協議会において検討すべきであることを提案したいと思えます。また、当面の措置として、「学校推薦型選抜の募集人員を入学定員の5割を超えない範囲にする」というルールについて、ルール逸脱の有無を実態調査するとともに、厳正に是正指導することを盛り込んではいかがかと思えます。

【参考】令和3年度大学入学者選抜実施要項（抜粋）

大学における学校推薦型選抜の募集人員は、附属高等学校長からの推薦に係るものも含め、学部等募集単位ごとの入学定員の5割を超えない範囲において各大学が定める。

【その他】

第1章2. で述べられている意思決定のあり方は入試政策のみに当てはまるものではなく、文部科学省の政策決定全体に汎用性がある記述であると考えます。専門家や当事者の意見を軽視し、実証的データに基づかず、上位政策との整合性すら欠いた杜撰な意思決定が進められようとしていたこと、そして現に多くの志願者や教職員に多大な混乱を引き起こしたことを歴代の大臣、幹部をはじめとする担当職員は重く受け止めるべきと考えます。このため、今般の大学入試改革の頓挫の反省と教訓は、文部科学省の政策決定プロセス全体において受け継がれるべきであることを前文等に記載すべきと考えます。また、勇気ある見送りの決断をされた萩生田文部科学大臣の力強いリーダーシップをもって、他の審議会や有識者会議等においても、この教訓の横展開を強力に図って頂きたいようお願い申し上げます。